

令和7年度社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

- (1) 実施時期 令和7年11月から令和8年1月まで実施
- (2) 一般監査(実地監査)

区分	法人数	実施数	一般監査 実施率(%)	文書指摘 法人数	R6 文書指摘 法人数
一般法人	29	11	37.9	2	3
社会福祉協議会	1	0	0.0	0	0
合計	30	11	36.7	2	3

- (3) 特別監査 実施なし
- (4) 指導監査の実施体制

「浜田市社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、地域福祉課が2名から3名体制で実施した。

- (5) 指導監査における留意事項(実施方針)

令和7年度の指導監査にあたっては、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人の適正な運営の確保を図るため、特に次の事項に留意して実施した。

また、社会福祉法の改正に的確に対応しているか、社会福祉法人指導監査要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知）の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき実施した。

【留意事項】

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ② 入所者・利用者の権利及び人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③ 職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④ 法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

- (6) 監査指摘基準

社会福祉法の改正に伴い、国の指導監査ガイドラインが定められ、監査指摘基準が下記のとおりとされている。

- ① 文書指摘(改善状況の報告を求めるもの)
国の指導監査ガイドラインの指摘基準に該当する場合
- ② 口頭指摘

上記指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合

③ 助言

上記指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項

2 社会福祉法人の指導監査結果の概要

(1) 一般監査の実施結果

- ① 監査を実施した法人については、法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ② 監査指摘基準に基づき、改善を要する事項は文書指摘し、1か月の期限を付して改善状況(改善計画)の報告を求めた。また、改善報告は求めないが今後、是正又は改善を図るよう口頭指摘とした事項及び助言とした事項は、法人と指導の内容に関する認識を共有するために、文書で通知した。併せて、前回監査の指摘事項については、改善状況の確認を行った。

3 令和7年度の主な指摘事項

(1) 文書指摘及び口頭指摘件数

指摘事項	令和7年度			(参考) 令和6年度		
	文書指摘 件数	口頭指摘 件数	合計	文書指摘 件数	口頭指摘 件数	合計
定 款						
評議員・評議員会	1	1	2	2	2	4
理事・監事・理事会	1	1	2	4	9	13
事業						
会計管理		2	2		1	1
公表、苦情処理、登記等		2	2			
計	2	6	8	6	12	18

(2) 文書指摘及び口頭指摘の内容

《評議員・評議員会》

- ・ 評議員会の招集については、定時・臨時にかかわらず評議員会の日時及び場所、目的(議題)、議案の概要を理事会で決議すること。
- ・ 評議員会・理事会において、議事録に「確認の結果、議案について特別の利害関係を有する評議員・理事が議決に参加していない」旨を明記すること。

《理事・監事・理事会》

- ・ 欠席した理事の書面による議決権の行使は認められないため、理事会の出席者が必要数に満たない場合は、改めて理事会を開催し同議案を議決するか、決議の省略(理事・監事全員の書面による同意)を行うこと。
- ・ 評議員会・理事会において、議事録に「確認の結果、議案について特別の利害関係を有する評議員・理事が議決に参加していない」旨を明記すること。

《会計管理》

- ・ 経理規程について、最新の島根県社会福祉法人モデル経理規程を参考に見直しされたい。
- ・ 債務（リース債務）の内、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債（1年以内返済予定リース債務）に計上すること。

《公表、苦情処理、登記等》

- ・ 登記事項に変更が生じた場合、期限までに登記を完了すること。